

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
24年第5号	24.6.4	<p data-bbox="508 300 1008 331">「暴力団排除条例」の再考を求める請願</p> <p data-bbox="508 379 1238 491">「暴力団排除条例」が、茨城県においても平成22年9月28日 県条例第36号で制定され、平成23年4月1日より施行されている。</p> <p data-bbox="508 499 1238 730">が、皆様方ご存知のごとく国家の第一義は「国民の生命と財産を守ること」であり、地方自治体に於いてもそれは変わらない。ところが、わが茨城県に於いては、未解決殺人事件26件・自動車盗は2,206件（平成23年度分）を数え、特に自動車盗に於いては、全国第3位を何年か続けている有様である。未解決殺人事件のことは、後日精査した上で連絡する。</p> <p data-bbox="508 738 1238 1090">以上のごとく、県警本部に於いても「暴力団排除条例」の様な各条文が明文化されず、条例の許になっているのは、県民及び県内各企業から「これは違反かどうか」の伺いを立てなさいということであり、今、この国ではその異常なことが、「暴力団排除」という一般市民ならば反対しようのない看板のもとで生活の隅々まで浸透しようとしている。加えて、6月1日東京都内に於いて全国警察本部長の会議が行われ、片桐祐警察庁長官は「警察官の綱紀肅正を図り、国民に奉仕する警察官を」と言下された。</p> <p data-bbox="508 1098 1238 1489">憲法に関連しても国民が社会生活を営む上において憲法で保障されている第3章「国民の権利義務」第14条（すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的又経済的又は社会的関係において、差別されない）、第20条（信教の自由は、何人に対してもこれを保障する）、第22条（公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する）等の権利を奪うと同時に、国民の自由を制限したものである。生きる権利を奪い人権上も問題になる等、本条例は憲法違反が濃厚である。</p>	個人	細谷典男	文教警察	不採択

憲法第 94 条には「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と明記されており、即ち条例は法令に反してはならないものである。

よって下記事項を請願する。

記

- 1 「暴力団排除条例」について各条文を精読の上、憲法に即して検討し、県警本部の現況を鑑み再考することを求める。